

日本学術会議法人化準備委員会運営要綱

（ 令 和 7 年 月 日 ）
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会法人化準備委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 2 5 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、法人化後の日本学術会議の組織体制やガバナンス等、法人化に伴い検討が必要な事項について審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の 2 名の会員及び会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

（分科会）

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成	備考
会員選任制度検討分科会	1. 法人発足後の会員選任制度の検討に関する事 2. 会長選考制度の検討に関する事	会長の指名する副会長及び各部の 2 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日
日本学術会議憲章検討分科会	日本学術会議憲章の見直しに関する事	会長の指名する副会長及び各部の 2 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日
自己資金検討ワーキンググループ	自己資金獲得の方策及び運用上のルールの検討に関する事	会長の指名する副会長及び各部の 1 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日

（庶務）

第 6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、

委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

日本学術会議法人化準備委員会分科会の設置について

分科会等名：会員選任制度検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	日本学術会議法人化準備委員会
2	委員の構成	会長の指名する副会長及び各部の2名の会員
3	設置目的	法人発足後の会員の選任及び解任は、日本学術会議法（令和7年法律第70号）に基づき、新法人において行われるところ、会員の解任や補欠の会員の選任などは、法人発足後、時期を問わず対応が必要となる可能性がある。また、会長の選考も法人発足後直ちに行う必要がある。 本分科会は、法人発足後の会員の選任及び解任並びに会長候補者の選考に係る具体の手続き等について審議することを目的として設置する。
4	審議事項	1. 法人発足後の会員選任制度の検討に関すること 2. 会長選考制度の検討に関すること
5	設置期間	令和7年8月29日～令和8年9月30日
6	備考	

日本学術会議法人化準備委員会分科会の設置について

分科会等名：日本学術会議憲章検討分科会

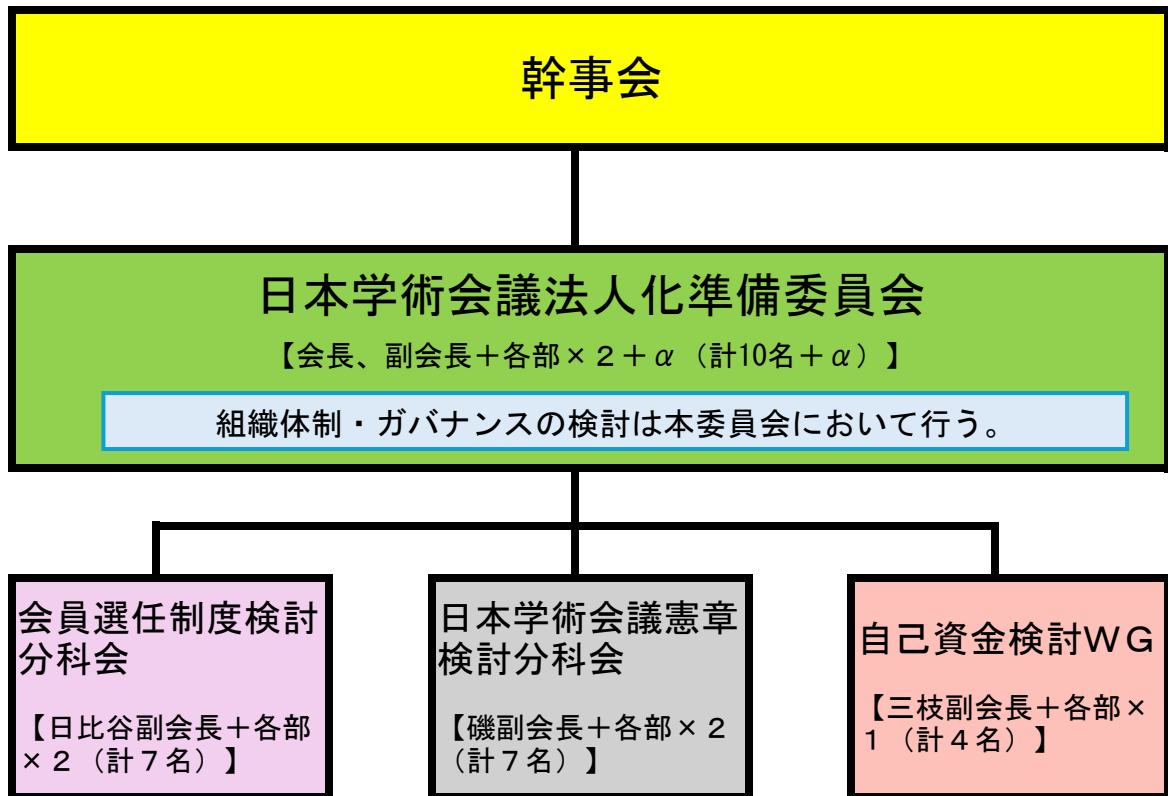
1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	日本学術会議法人化準備委員会
2	委員の構成	会長の指名する副会長及び各部の2名の会員
3	設置目的	「日本学術会議憲章」は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを背景に、日本学術会議が社会の負託に積極的に対応することを対外的に誓約するものとして、平成20年4月8日第152回総会において決定されたものである。 本分科会は、日本学術会議の法人化を踏まえ、現行の日本学術会議憲章の見直しを行うことを目的として設置する。
4	審議事項	日本学術会議憲章の見直しに関すること
5	設置期間	令和7年8月29日～令和8年9月30日
6	備考	

日本学術会議法人化準備委員会分科会の設置について

分科会等名：自己資金検討ワーキンググループ

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	日本学術会議法人化準備委員会
2	委員の構成	会長の指名する副会長及び各部の1名の会員
3	設置目的	日本学術会議は、法人化により、国からの財政支援に加え、新たに自己資金の獲得が可能となる。 本分科会は、自己資金獲得の方策のほか、独立性、透明性等を担保するための運用上のルールについて検討することを目的として設置する。
4	審議事項	自己資金獲得の方策及び運用上のルールの検討に関すること
5	設置期間	令和7年8月29日～令和8年9月30日
6	備考	

日本学術会議における法人化検討体制



※分科会、WGの構成員（副会長を除く。）は準備委員会の委員を兼ねることを要しない。